

都 育 第 193 号
令和2年5月1日

教育・保育施設の利用者の皆様

都城市長 池田 宜永

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の登園自粛のお願い

政府の緊急事態宣言に伴い、令和2年4月22日から令和2年5月6日まで保育所等は、感染の予防に留意した上で、原則として開所しますが、お仕事がお休みの場合など、家庭での保育が可能な保護者におかれましては、登園自粛にご協力いただくこととしておりました。

本日、小中学校の臨時休業期間が5月10日まで延長されたため、登園自粛のお願いを5月10日まで延長いたします。

なお、緊急事態宣言の延長の場合には、登園自粛の要請も延長されることも想定しておりますので、その際には速やかにお知らせします。

記

1 期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月10日（日）

2 保育料の取扱い

0歳～2歳児の児童が登園自粛された場合には、理由の如何を問わず、保育料の減額（日割り計算）を行います。保育料の減額の手続きは、施設が行いますので、保護者の皆様の手続きは不要です。

3 お願い

○感染拡大防止のため、「帰省しない」「帰省させない」「不要不急の外出をしない」など、県外との往来を自粛するなど、不特定多数との接触を避けていただきますよう、お願いいたします。

○集団発生防止のための3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるための会合等の自粛など、これまで以上に感染予防対策を徹底していただきますよう、お願い申し上げます。

（文書取扱：福祉部保育課保育担当 23-4894）